

クライアント各位

2016年8月8日

国際マネジメントシステム認証機構

マネジメントシステム認証業務に関する約款改訂のお知らせ

国際マネジメントシステム認証機構（略称：ICMS）は、JIS Q27001（ISO/IEC27001）の認証または審査をご提供のクライアント様に対するマネジメントシステム認証業務に関する約款（文書番号：C010）を以下の通り改訂いたします。改訂内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 改訂後の文書とバージョン

改訂後の文書については以下 URL をご確認ください。

<https://www.icms.co.jp/user/media/download/isms/stipulation.pdf>

Ver6.2（旧バージョンは Ver6.1）

2. 改訂日

2016年8月15日

3. 主な改訂箇所

・第1条1項

改訂前：本約款は、～（中略）～当社の審査により、ISMS 認証マークの表示を許可するための諸条件を定めるものです。

改訂後：本約款は、～（中略）～当社の審査により、認証登録及び認証維持（ISMS 認証マーク等の表示を含みます。以下同じ。）を行うための諸条件を定めるものです。

・第1条2項、第2条、第2条6項、第2条17項、第3条3項、第3条6項、第6条1項において

改訂前：認証登録

改訂後：認証登録及び認証維持

・第2条1項

改訂前：契約者は、契約者にとって機密事項に相当するもの及び立ち入り不可能な事務所、作業エリアが存在する場合は、予め当社に報告するものとします。



改訂後：契約者は、契約者にとって機密事項に相当するもの及び立ち入り禁止とする事務所、作業エリアが存在する場合は、予め適切な方法により当社に通知するものとします。

・第2条3項（新規）

改訂後：契約者は、本契約に基づいて契約者が履行すべき義務を適用範囲内の対象部署・事業所（グループ会社）にも遵守させるものとし、当社に対し、対象部署・事業所の行為につき全責任を負うものとします。

・第2条6項

改訂前：当社は、認証登録の有効性を判断するために、一回ないし複数回の短期予告審査に伴う訪問を行うことがあります。

改訂後：当社は、認証登録及び認証維持の有効性を判断するために、一回ないし複数回の短期予告審査に伴う訪問を予告無しに行うことがあります。

・第2条7項

改訂前：組織及び経営層（例えば、重要な管理層、意思決定、又は専門業務に携わる要員）の変更

改訂後：組織及び経営陣（役員のほか、重要な管理職や会社の意思決定に事実上関与する者も含む）の変更

・第2条10項（新規）

改訂後：契約者は、マネジメントシステム規格の実施における意図した結果を一貫して達成し、当該規格の要求事項への適合性について責任を持つものとします。

・第2条16項

改訂前：当社による認証登録及びISMS認証マークの表示のために、契約者は各認証サイクルにおいて次の料金を当社に支払うものとします。

改訂後：当社による認証登録及び認証維持のために、契約者は各認証サイクルにおいて次の料金及び費用（以下「料金等」といいます。）を当社に支払うものとします。このほか、契約者は、当社が審査を行う際に必要となる交通費その他の実費を負担するものとします。

・第2条16項

改訂前：(2) 審査料金（予備審査、初回認証審査、サーベイランス審査、再認証審査等）
(6) 拡大審査料金



改訂後：(2) 審査料金（初回認証審査、サーベイランス審査、再認証審査等）

(6) 特別審査料金

(7) 予備調査費用

・第3条1項

改訂前：当社の認証登録の信頼性を保つため、契約者は、ISMS 認証マークについて、広告宣伝用パンフレットその他の資料（電子データ、紙など媒体を問わない、また社内向け、外部向けも問わない）に、ISMS 認証マーク使用規定に同意し、利用するものとします。

改訂後：当社の認証登録の信頼性を保つため、契約者は、広告宣伝用パンフレットその他の資料（電子データ、紙など媒体の如何、社内向け、外部向けを問わず、以下「広告宣伝用資料」といいます。）に、ISMS 認証マーク等を使用する場合は、当社が定める「ICMS 認証マークの使用、認証の表明及び引用規定」に同意の上で、使用するものとします。

・第3条2項（新規）

改訂後：契約者は、ISMS認証マークおよび認証登録証について、誤解を与えるような使用・表明、引用を自ら行わず、また第三者にもこれを行わせないようにするものとします。

・第3条4項

改訂前：契約者は、当社から認証の取り消しまたは一時停止の通知を受けた場合には広告宣伝用パンフレットその他の資料（電子データ、紙など媒体を問わない、また社内向け、外部向けも問わない）に利用した ISMS 認証マークを含む認証に関するすべての記載を停止または中止するものとします。

改訂後：契約者は、当社から認証の取消しの通知を受けた場合には、広告宣伝用資料に使用した ISMS 認証マーク等を含む認証に関するすべての表明、引用を中止するものとします。

・第4条3項

改訂前：当社が認定機関（一般財団法人日本情報経済社会推進協会等）もしくは法律により機密情報の開示を要求された場合に限り、機密情報を開示することがあります。ただしその場合は、法律等によって規制されない限り、当社は契約者に通知するものとします。

改訂後：本条第1項にかかわらず、当社が認定機関（一般財団法人日本情報経済社会推進協会等）もしくは法令等により機密情報の開示を要求された場合、当社は、機密情報



を開示することができるものとします。ただし、その場合は、法令等によって規制されない限り、当社は契約者に事前又は事後に通知するものとします。

・第4条4項

改訂前：本条の規定は、利用契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

改訂後：本条に基づく機密保持義務は、利用契約の終了後も3年間効力を有するものとします。

・第5条3項

改訂前：利用契約の終了に伴い、契約者の認証登録は直ちに無効となり、契約者はすべての認証に関する記載、ISMS認証マークを撤去するものとし、契約終了から30日以内に署名入り認証登録書の原本およびコピーを当社に返却することとします。なお、当社から要請があった場合、すべての記載が撤去された旨の書面による確認を当社に提出することとします。

改訂後：利用契約が終了した場合、契約者の認証登録は直ちに無効となり、この場合、契約者は、広告宣伝用資料に使用したISMS認証マーク等を含む認証に関するすべての表明、引用を中止し、かつ、契約終了から30日以内に署名入り認証登録証の原本およびコピーを当社に返却することとします。なお、当社から要請があった場合、すべての表明、引用を停止した旨の書面による確認を当社に提出することとします。

・第7条3項

改訂前：～当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

改訂後：～当社は、無条件で、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

・第7条5項

改訂前：契約者がメール等、当社が定めるサービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、利用約款が適用されるものとします。

改訂後：契約者が当社の定めるサービス申込書と別の書式、方法で申し込みを行い、当社が受理した場合、利用約款が適用されるものとします。

・第8条

改訂前：契約者は、当社が請求書で指定する支払期限までに銀行口座に所定の料金を振り込み支払うものとします。ただし、交通費などの実費精算するものおよびフォローアップ審査の場合、審査終了後、当社が請求書で指定する銀行口座に所定の料金を振り込み支払うものとします。契約者が当社に対して支払った料金はいかなる場合でも返還さ



れないものとします。なお、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合、当該当事者双方で解決するものとし、当社には一切の責任がないものとします。

改訂後：契約者は当社に対し、第2条第16項所定の料金等を、請求書記載の支払期限までに当社指定の銀行口座に振込み支払うものとします（振込手数料は契約者の負担とします）。なお、契約者が当社に対して支払った料金等は、いかなる場合でも返還されないものとします。

・第9条

改訂前：～また、契約者が、料金その他の債務（延滞利息は除きます。）について支払期限を経過してもなお支払いがない場合、契約者は、年14.6%の割合による遅延損害金（1年を365日として日割計算）を当社が指定する方法により支払うこととします。

改訂後：～また、料金等の支払が遅滞した場合、契約者は、年14.6%の割合による遅延損害金（1年を365日として日割計算）を料金等に付加して支払うこととします。

・第10条

改訂前：契約者が当社に対し認証登録に係る金銭債務を支払う場合において、～（中略）～、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

改訂後：契約者が当社に対し料金等を支払う場合において、～（中略）～、契約者は、当社に対し当該料金等を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税相当額を併せて支払うものとします。

以上